



横浜事務所 〒221-0056  
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階  
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052  
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ フロントタワー RoP701 号室  
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

## マイナンバー いったい 何に記載するのか

皆さまはもうマイナンバーカードの取得をされましたでしょうか？社会保障、税、災害対策という活用分野のうち、税の分野では今年、多くの記載省略が認められました。

まず、記載が必要となる書類のご紹介です。所得税や贈与税では平成 28 年分以降の書類（…多くの場合平成 29 年 3 月に提出するものです）に、相続税では平成 28 年以降にお亡くなりになられた方の書類に、法人税や消費税では平成 28 年以降に開始する事業年度の書類に、基本的に記載が必要です。また、「書類」と表現しました通り、「申告書」以外に「届出書や申請書」などが該当します。この「届出書や申請書」について改正がなされました。

では、記載省略が認められるようになった書類の代表的なものをご紹介します。

1 つ目に、「付随して提出されるにすぎない書類」。所得税や消費税では、開業届出書には記載が必要な一方で、青色申告関連や消費税の簡易課税選択届出書などには記載の省略が認められます。相続税などでは、延納や物納関連の申請書などへの記載省略が認められます。

2 つ目に、「マイナンバーの記載があっても税務署に提出されないし、提出されなくても税務署にとって弊害がない書類」です。NISA の「非課税口座廃止届出書」や、「住宅ローン控除の書類」が該当します。

3 つ目に、「毎年提出されるほぼ同じ書類」です。「給与所得者の扶養控除等申告書」や「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」です。ほとんどすべての方が年末調整の時期に提出しているあの書類です。ただし、この 3 つ目は、「一度提出したことがあり、かつ、平成 29 年分以降から」記載が不要ですので、平成 28 年分（今年提出する分）は記載が必要です。

1 つ目と 2 つ目についても適用時期や記載省略が認められる特例などが更に規定されています。その都度「マイナンバーの提供が必要なのか否か」確認しながら届出などを行いたいと思います。

## 不動産賃貸で配偶者へ給与を支給できる？

個人で不動産賃貸をした場合、毎年確定申告が必要となりますが、ここで気になるのが経費をどれだけ計上できるのかということではないでしょうか。すぐに思いつくのは、配偶者に給与を支給できないかということです。今回はこれが可能か考えてみましょう。

個人が配偶者への給与を経費にできる制度は、2 つあります。それは、白色申告者の「事業専従者控除」と、青色申告者の「青色事業専従者給与」です。今回は、詳細は割愛しますが、どちらの制度も、下記の要件を全て満たす必要があります。

- イ 白色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族であること。
- ロ その年の 12 月 31 日現在で年齢が 15 歳以上であること。
- ハ その年を通じて 6 月を超える期間、その白色申告者の営む**事業に専ら従事**していること。

ここで問題となるのが、「事業」と「専ら従事」という要件です。まず、「事業」とは、税務上、賃貸物件を「5 棟」又は「10 室」所有する必要があります。これに満たない場合、一般的には事業的規模でないため、配偶者への給与は認められません。

また、「専ら従事」ということで、実際に不動産賃貸事業に従事している必要があります。つまり、不動産賃貸は全て管理会社任せ、配偶者は実際何もしていない、という場合は経費として認められないことを意味しています。

結論として、配偶者への給与が認められるのは、一定規模の賃貸をして、配偶者が実際に仕事をしている必要があるということで、かなり限定的だということです。実際の税務調査でも、配偶者への給与は必ずと言っていいほどチェックされる項目ですのでお気を付けください。